



西宮中央運動公園及び 中央体育館・陸上競技場等再整備基本計画（案）

平成31年（2019年）1月
兵庫県西宮市



もくじ

- 1 事業実施の背景
 - 1.1 事業実施の背景 1
 - 1.2 基本計画（案）策定までの経緯 1

- 2 計画条件の整理
 - 2.1 計画条件の整理 2
 - 2.1.1 現況整理 2
 - 2.1.2 都市計画及び都市公園の現況 3
 - 2.1.3 既存施設の状況 4
 - 2.1.4 現在の課題と解決のための方向性 5
 - 2.2 上位計画の整理 7
 - 2.3 その他関連計画の位置付け 8

- 3 基本方針
 - 3.1 基本的な考え方 9
 - 3.2 整備基本方針 9

- 4 施設計画
 - 4.1 施設構成の概要 11
 - 4.2 施設計画 14
 - 4.2.1 公園ゾーニング計画 14
 - 4.2.2 個別施設計画 15
 - 4.2.3 周辺交通対策 23
 - 4.3 地域防災拠点 24
 - 4.4 施設整備に必要な都市計画等の手続き 25

- 5 管理・運営計画 26

- 6 事業スキーム
 - 6.1 事業スケジュール（案） 27
 - 6.2 事業手法 27
 - 6.3 概算整備費用 28
 - 6.4 整備費用の償還 28



1 事業実施の背景

1.1 事業実施の背景

西宮中央運動公園は、南部市街地における貴重な緑の空間であるとともに、隣接する中央体育館とあわせて、本市のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となっているが、近年、中央体育館（昭和40年竣工）や陸上競技場（昭和32年竣工）などの老朽化が進行しており、各種施設の早急な更新が喫緊の課題となっている。

また、西宮中央運動公園は、市南部地域の地域防災拠点として位置付けられ、中央体育館は、指定避難所となっているため、公園と隣接する優位性を活かしたスポーツ・レクリエーション施設としての機能や災害時の活動拠点としての機能の充実が求められている。



1.2 基本計画（案）策定までの経緯

こうした課題に対応するため市では当該施設の現状と課題を踏まえつつ、施設整備に向けた基本的な考え方の整理を行い、平成28年3月「西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備基本構想」を公表した。その後、近隣自治会への説明会やパブリックコメントの実施などを経て、基本計画（案）策定に至った。

- ◆ 平成28年3月 基本構想を公表
- ◆ 平成28年11月～平成29年1月 基本構想に対するパブリックコメントを実施
- ◆ 平成29年1月31日 西宮市議会・民生常任委員会より
提言書「中央運動公園のパークマネジメントについて」を受領
- ◆ 平成29年12月15日 西宮市議会・民生・建設常任委員会連合審査会へ基本計画の策定状況を報告
- ◆ 平成30年1月31日・2月2日 西宮市議会・民生常任委員会及び建設常任委員会へ
「基本計画の策定状況について（一部見直し）」を報告
- ◆ 平成30年2月14日 西宮市スポーツ推進委員への説明会を実施
- ◆ 平成30年2月19日 一般財団法人西宮市体育協会及び加盟団体への説明会を実施
- ◆ 平成30年3月18日 事業計画地に隣接する自治会への説明会を実施
- ◆ 平成30年5月29日・6月1日 西宮市議会・民生常任委員会及び建設常任委員会へ基本計画（素案）について報告
- ◆ 平成30年7月23日 西宮市議会・民生常任委員会へ基本計画（素案）の修正について報告
- ◆ 平成30年7月～8月 基本計画（素案）に対するパブリックコメントを実施
- ◆ 平成30年8月8日 西宮市スポーツ推進審議会から基本計画（素案）に対する意見聴取
- ◆ 平成30年10月10日・16日 西宮市議会・民生常任委員会及び建設常任委員会へパブリックコメントの結果を報告
- ◆ 平成30年12月14日 西宮市議会・民生常任委員会より提言書「新体育館整備について」を受領



2 計画条件の整理

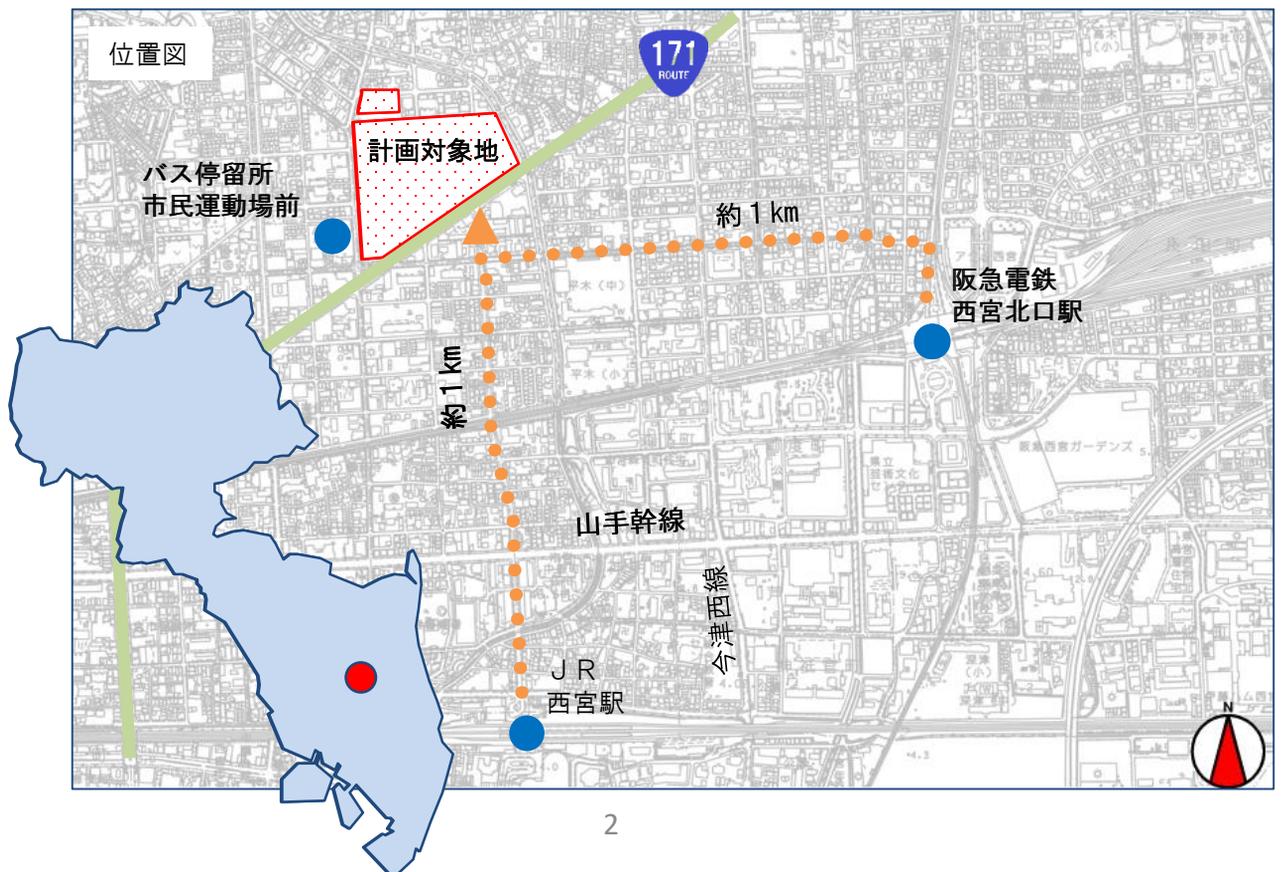
2.1 現況整理

2.1.1 現況整理

計画対象地は西宮中央運動公園及び中央体育館、西宮スポーツセンターが設置されている敷地であり、本市南部地域の中心部に位置している。計画対象地の南側には国道171号が接道しており、沿線には飲食店や物販店など商業施設が立地している。その他、周囲は概ね住宅地となっている。

周辺の公共交通機関として、計画対象地の西側道路にバス停「市民運動場前」があり、またJR西宮駅から約1km、阪急電鉄西宮北口駅から約1kmの距離である。

項目	内容
所在地 (地番)	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市河原町3, 3-2, 8, 23, 28-2 ・西宮市中屋町29
既存施設	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮中央運動公園（陸上競技場、テニスコート、多目的グラウンド、遊具広場等） ・中央体育館（体育館、武道場） ・西宮スポーツセンター ・雨水貯留槽（450㎡）



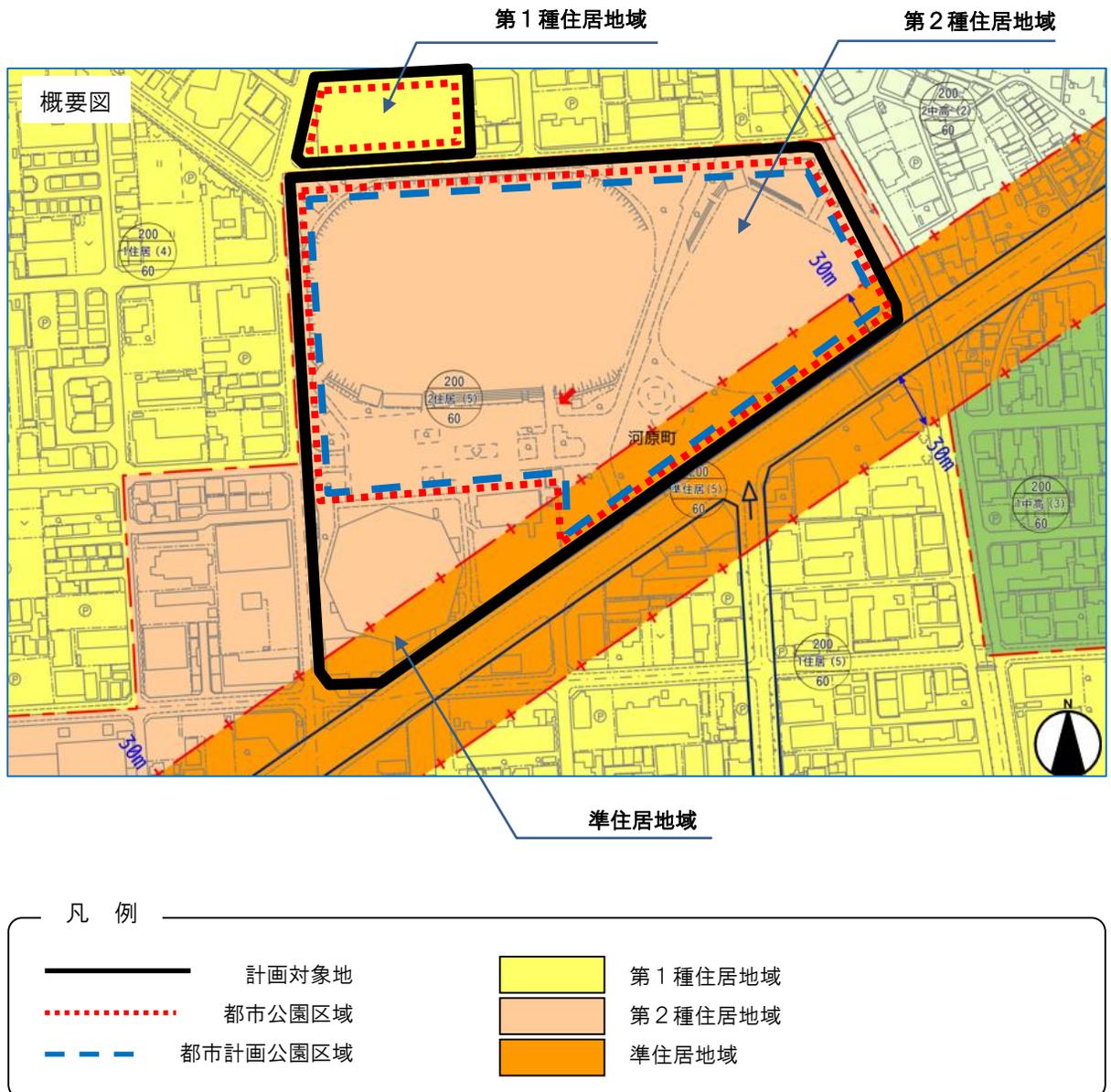


2.1.2 都市計画及び都市公園の現況

計画対象地の用途区域は、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域を含んでいる。

また、計画対象地の内、5.2 haが都市計画公園「西宮中央運動公園」として都市計画決定されている（当初：昭和21年8月/最終：昭和60年2月）。

都市公園は、都市計画公園区域に第1種住居地域内の敷地を加えた 55,118 m²を供用している。

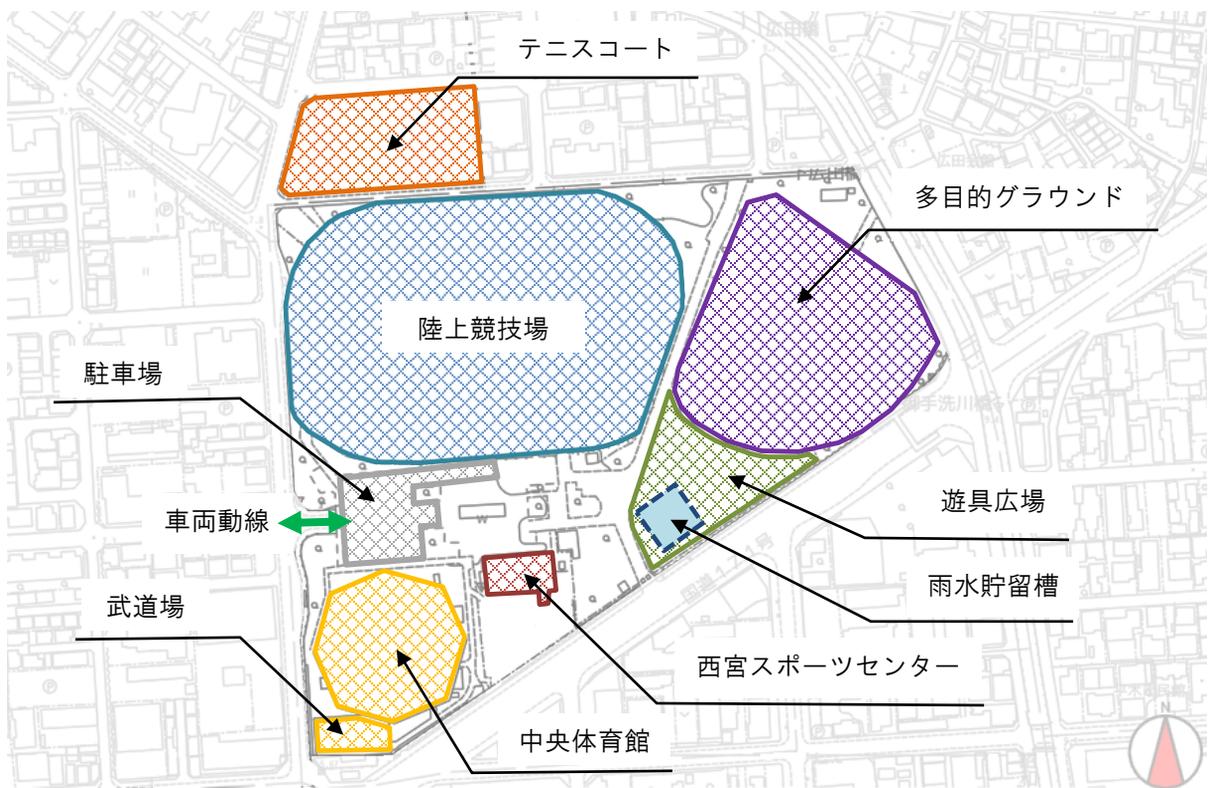


※ 本基本計画を受けて、平成30年度中に都市計画公園及び都市公園の区域の変更を予定している。

2.1.3 既存施設の状況

計画対象地の既存施設の概要を、以下に示す。

区分	施設名称	概要
西宮中央運動公園	陸上競技場	第4種公認400mトラック・球技場、面積約 21,600 m ²
	テニスコート	砂入り人工芝コート5面、面積約 3,800 m ²
	多目的グラウンド	野球利用等、面積約 9,500 m ²
	遊具広場	遊具・砂場・多目的広場、面積約 4,000 m ²
	駐車場（有料）	常設（河原町・中屋町）約 150 台・臨時約 50 台収容
中央体育館	体育館	体育室・会議室等、延床面積約 4,600 m ²
	武道場	剣道場・柔道場・格技場等、延床面積約 1,400 m ²
西宮スポーツセンター		ゴルフ練習場、マシンジム、フィットネスルーム等
雨水貯留槽		450 m ³ （遊具広場に埋設）





2.1.4 現在の課題と解決のための方向性

●本市スポーツ施設の基幹となる体育館

現中央体育館は老朽化が進んでおり、早急な更新が喫緊の課題である。また、上位計画である「西宮市スポーツ推進計画」においては「将来の人口減少に備え、持続可能な施設整備を基本として、経費の節減を図りながら、市民の利便性を高めるため、長期的な視点に立ったスポーツ施設の整備に取り組む」としている。

そのため再整備をする新体育館は、本市におけるスポーツの中核施設にふさわしい施設となるよう、バリアフリー対応の屋内総合運動施設とし、市民体育大会などの各種スポーツ大会やプロスポーツの公式戦だけでなく、成人式などの各種イベント、団体（市民）利用などにも対応できる施設とする。

●より利用しやすい体育館

現中央体育館体育室の広さはバスケットボール公式コート2面分であり、見学席は2階固定席の1,344席のみとなっている。

体育室は全面または半面の利用のみであり、特に土曜や日曜、祝休日においては利用予約が取りづらい状況が続いている。平成29年度（2017年度）の平均競争率は約20倍だった。このような高競争率を緩和するために、メインアリーナの拡張に加えて、メインアリーナで大会等が行われている場合でも一般利用ができるよう、サブアリーナを設置するなどして利用者受け入れの枠を拡大する。

見学席は大会等開催時、選手の待機場所や応援席として利用されるが、メインアリーナの拡張により県大会以上の大規模な大会が開催されることを想定して、座席数を増加する。

●多種目かつ高稼働率に対応した陸上競技場

現陸上競技場においてもスタンドなどの老朽化が進んでおり、早急な更新が喫緊の課題である。

そのため、市内唯一の公設第4種公認陸上競技場として、引き続きその役割を担うとともに、施設利用の多種目かつ高稼働率に対応した施設とする。

●施設利用者の自動車交通への対応

現在の西宮中央運動公園では、駐車場を常設・臨時をあわせて約200台分確保している。終日満車となるのは土・日曜日や祝日に開催される観客の多い大会などの日で、それは年間数日程度である。

再整備においては、日常的な施設利用や既存の大会開催の駐車需要に余裕をもって対応できるよう、事業区域内で、400台分程度の駐車場整備を行う。また、施設整備に合わせた周辺の渋滞対策として、必要な右折レーンの設置などを行う。

運用面においては、来園者が特に多いと見込まれる大会が体育館と陸上競技場で重複しないよう施設予約の段階から調整を行い来園者の総数を抑制するとともに、そのような大会が開催される時は、鉄道・バスなど公共交通機関の利用促進を図り、駐車場を事前予約・許可制にするなどの工夫も検討する。

●周辺地域浸水対策の必要性

近年計画規模を上回る短時間で局地的な集中豪雨などにより浸水被害が発生していることから、浸水対策が必要となっている。そのため、今回の事業にあわせて雨水流出抑制施設を新設整備することにより、周辺地域の浸水被害を軽減する。



●施設整備に必要な都市計画等の手続き

スポーツ施設と子供の遊び場や多目的広場などの公園施設を一体的に整備するため、現中央体育館・武道場の敷地を都市計画公園に含めるとともに、観覧場を備えた新体育館・新陸上競技場の計画にあわせた、用途規制の変更の手続きが必要となる。また、後述する建築物の施設規模が増大することから、都市公園条例で定めている公園内の建蔽率の上限（12%）についても緩和する必要がある。

●地区公園としての機能

西宮中央運動公園は地区公園に位置付けられ、周辺の市民に休息、遊戯、散歩などのレクリエーションを供する機能が求められる。

計画対象地は周辺に都市公園が少ない地域であるため(※)再整備においては、より充実した子供の遊び場や緑に囲まれた憩いの場を確保する必要がある。

※平成26年度に調査した41の小学校区別における一人当たりの都市公園・児童遊園等面積では、計画対象地に隣接する大社小学校区は41位、平木小学校区は26位となっている。

●地域防災拠点及び指定避難所としての機能維持

西宮中央運動公園は地域防災拠点に指定されている。再整備後も引き続きその役割を果たすために、備蓄倉庫やマンホールトイレなどの設備と臨時ヘリポートや駐屯スペースなどの機能を整理する必要がある。また、中央体育館は避難所であるため、避難者用の備蓄倉庫の確保や生活用水用の井戸の設置など、求められる機能・設備を用意する。

●整備手法の検討

本計画対象地には体育館、陸上競技場など複数の公共施設が集積するため、従来方式のような施設単体ごとの整備・管理運営手法では効率性が発揮されにくく、事業コストの増大などにより財政負担が多額に上ることが見込まれる。

そのため、民間事業者の経験やノウハウを活用した事業コストの縮減が期待でき、また民間提案施設と合わせた公園全体の一体的・効率的な整備や運営が可能となるPFI(※1)手法のBTO(※2)方式を採用し整備を進める。

※1 PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用してPFI法に基づいて行う手法。

※2 BTO (Build Transfer Operate 設計・建設—譲渡—運営) とは、PFI手法の一つで、SPC (PFI事業のための特別目的会社) 等が施設を建設し、施設完成後に公共に所有権を移転した上で、維持管理及び運営を行う方式。



2.2 上位計画の整理

計画対象地の再整備の方向性を一定規定する上位計画は以下のとおりである。

(1) 「スポーツ基本法」 平成23年8月施行

基本的施策では、国民がスポーツに親しむことができ、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設の整備や利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善などを求めている。また、スポーツ施設の整備については、利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図ることを求めている。

(2) 「第2期スポーツ基本計画」 計画期間：平成29年度から概ね5年

「スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life」をテーマに、スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創るとしている。

(3) 「兵庫県スポーツ推進計画」 計画期間：平成24年度～33年度

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法に基づき策定された、スポーツ基本計画の方針を踏まえた兵庫県のスポーツ施策に関する基本計画では、重点目標として、「競技力レベルの向上」、「手軽に参加できるスポーツ環境の整備」などを掲げている。

(4) 「第4次西宮市総合計画（中間改定）」 平成26年度改定 計画期間：平成21年度～30年度

本市の総合計画における基本計画各論「いきがい・つながり」の主な施策展開「スポーツ・レクリエーション施設の充実」において、「市民ニーズを把握し、公民の役割分担を踏まえ、市民が快適で安全にスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、市内体育施設の整備と適切な維持管理に努めます。新中央体育館と新陸上競技場については、市民要望を的確に捉えて、中核市にふさわしい施設整備の検討を進める」としている。

(5) 「西宮市スポーツ推進計画」 計画期間：平成26年度～35年度

基本方針「スポーツ施設の整備について」の「市民ニーズを反映したスポーツ施設の整備」では、目標として「将来の人口減少に備え、持続可能な施設整備を基本として、経費の節減を図りながら、市民の利便性を高めるため、長期的な視点にたったスポーツ施設の整備に取り組む」としている。



2.3 その他関連計画の位置付け

計画対象地の再整備の検討に際し、留意すべき関連計画などは以下のとおりである。

(1) 「西宮市地域防災計画」 計画期間：昭和38年～

西宮中央運動公園は、緊急輸送（ヘリポート）機能、応援部隊集結・活動拠点機能、災害医療活動機能、救援救助物資等の集積・仕分拠点機能、備蓄機能などを担う地域防災拠点に指定されている。

また、中央体育館は上ヶ原地区における避難所に指定されている。さらに、西宮中央運動公園に隣接する国道171号は、緊急輸送道路に指定されている。

(2) 「西宮市の都市計画に関する基本方針（都市計画マスタープラン）」 計画期間：平成23年度から概ね10年間

市域全体のまちづくりの基本方針として、「緑と水を身近にする」、「環境と共生する」、「地域の個性を活かす」、「都市の魅力を高める」、「安全と安心を守る」、「元気にぎわいを生み出す」、「地域のチカラを高める」の7つの方針を掲げている。

(3) 「西宮市緑の基本計画」 計画期間：平成14年度～34年度

西宮中央運動公園は、本計画の「緑の将来像」において、東川を中心とした緑のネットワークを形成する主要な公園として位置付けられ、本事業箇所は緑化を先導的に推進する「緑化モデル地区」に該当している。

(4) 「西宮市都市景観形成基本計画」 平成19年改定（平成元年策定）

西宮中央運動公園と中央体育館は本庁北地区に該当しており、景観テーマとして「自然の水辺と緑をまもり、そだてること」、「山麓部や夙川周辺の緑を活かした住宅地をまもり、つくり、そだてること」、「歴史ある住宅地のおもむきをまもり、そだてること」という取り組み方針を定めている。

(5) 「西宮版総合戦略」 計画期間：平成27年度～31年度

「西宮らしい暮らし」を楽しむまち～ライフスタイル発信都市を基本コンセプトに、「芸術文化・スポーツに触れる機会の促進」や「都市ブランドの発信強化」などが基本目標である。



3 基本方針

3.1 基本的な考え方

本市のスポーツ推進の中核をなす総合運動施設、また地域の緑の拠点として再整備を行い、スポーツと緑を通じた豊かなまちづくりに資することを目指す。そのために、市民の誰もが快適で安全にスポーツに親しめ、トップアスリートの試合が観戦でき、また緑の中で子供が遊び、多様な世代が憩い賑わう地域交流の場になる環境を整備する。さらに、地域防災拠点・避難所の機能を総合的に備える施設整備を行う。

西宮中央運動公園の再整備後は、市民体育大会をはじめとする競技大会の充実、生涯にわたりスポーツに親しむことができる事業展開を図る。

3.2 整備基本方針

(1) スポーツ活動や健康づくりの促進につながる運動公園

- 幅広い年齢層、スポーツレベルの人が利用しやすく、安全にスポーツを楽しむことができる機能を備える。
- それぞれの関心やニーズに応じたスポーツや健康に関する情報提供を行い、継続して運動を行うことができる施設整備を目指す。
- 誰もがいつまでも健康で生き生きと暮らしていけるよう、年齢、性別、障害の有無に関わらず、それぞれの関心・適性などに応じて、気軽に健康づくり、体力づくりを行える環境を整備する。
- 多様なスポーツ活動を「する」機会を提供し、「する」・「みる」・「ささえる」スポーツのバランスの取れた利用しやすい運動公園を目指す。

(2) トップレベルのスポーツをはじめとした多様な用途に対応できる総合運動施設

- スポーツ推進の中核的機能を担い、各種競技大会の円滑な運営が可能な公園・運動施設整備を行う。
- 競技スポーツの振興拠点としての役割を担い、競技力の向上に向けた人材の育成を図るため、必要なスポーツ環境の施設整備を行う。
- 「する」スポーツだけでなく、「みる」スポーツを通じて市民にスポーツの素晴らしさや楽しさを体感できる環境を提供するため、興行試合の開催にも対応したアリーナを整備する。
- スポーツだけでなく、音楽や文化イベントなど様々な利用に対応できる機能を備える。

(3) 緑豊かなスポーツと文化の交流施設としての公園

- 緑の中で子供が遊び、多くの人が憩える空間を創出し、スポーツをしない人も行きたくなるような魅力がある、賑わいを創出する公園を目指す。
- 子育て世代が安心して子どもを遊ばせることができる、魅力ある公園とする。
- 体育館や陸上競技場などが公園と一体となっている立地を活かし、緑豊かな空間で様々なスポーツが体験できる公園とする。



(4) 誰もが利用しやすく、環境に配慮した公園施設

1) 誰もが利用しやすい施設

- ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮し、誰もが利用しやすい公園・運動施設の整備を行う。
- 利用者の利便性や施設利用の効率性に配慮しながら運動施設の運営を行う。

2) 環境に優しい施設

- 公共施設として、自然エネルギーの活用などを検討し、環境負荷低減及びランニングコストに配慮した運動施設とする。
- 周辺地域の良好なまちなみ形成に寄与するよう、周囲の景観・環境と調和がとれた施設とする。

(5) 防災機能も総合的に備えた施設

1) 地域防災拠点

災害時の救援・救護、復旧活動などの災害対策活動の拠点となる空地や設備の整備を行う。

2) 災害時の避難施設

周辺地域の避難所としての機能を備えた体育館の整備を行う。

(6) 民間活力を活用した区域全体の一体的な整備と管理運営

体育館・陸上競技場・公園が一体となり市民にとって魅力的な空間となるよう、民間のノウハウを生かした一体的な整備・管理運営を行うとともに、経費節減や世代間負担の公平性を考慮した事業手法として P F I (※1)手法の B T O(※2)方式を選択する。

※1 P F I (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して P F I 法に基づいて行う手法。

※2 B T O (Build Transfer Operate 設計・建設—譲渡—運営) とは、P F I 手法の一つで、S P C (P F I 事業のための特別目的会社) 等が施設を建設し、施設完成後に公共に所有権を移転した上で、維持管理及び運営を行う方式。



4 施設計画

4.1 施設構成の概要

施設		現況	基本計画（案）
体育館	施設規模	延床面積 約 4,600 m ²	延床面積 約 15,000 m ² を想定
	メインアリーナ	バスケットボール公式2面相当 分割（半面）利用可能 固定式ステージ	バスケットボール公式3面相当 ※サブアリーナを含めて4面相当とし、 その割合は事業者提案による ・分割利用可能（間仕切りネット） ・得点表示設備 ・移動式ステージ（収納式） など
	サブアリーナ	なし	バスケットボール公式1面相当以上 分割利用可能（間仕切りネット）
	見学席・観覧席	1,344 席（2階固定席）	3,500 席以上（固定・移動） ※事業費の範囲内で最大5,000席程度までは可とする
	スポーツ活動諸室		4室以上 （軽スポーツ、ダンス、会議など多目的利用）
	その他諸室	会議室、救護室、更衣室、シャワー室、トイレ、放送室、管理事務室、器具庫 等	救護室、エントランス、更衣・シャワー室、男女トイレ、多目的トイレ、管理事務室、放送室、器具庫、機械室等
	主な用途	団体（市民）利用 各種競技大会 Bリーグ公式戦	団体（市民）利用 各種競技大会 Bリーグ、Vリーグなどの公式戦 成人式など各種イベント
	避難所機能	指定避難所：890 人収容	指定避難所：約 2,500 人収容
武道場	施設規模	延床面積 約 1,400 m ²	体育館内に設置を想定 ※提案により別築も可とする
	剣道場	剣道場1面 （冷暖房機器設置）	柔道2面、剣道2面の公式試合が同時開催可能（1競技の場合は最大4面で公式試合が可能） 観客席200席以上 分割利用可能
	柔道場	柔道場1面 （冷暖房機器設置）	
	格技室	フローリング （冷暖房機器設置）	
	諸室	指導員室、倉庫、更衣室、シャワー室等	
	主な用途	柔道・剣道など武道各種目、卓球、ヨガ、ダンス、軽スポーツ等	柔道・剣道など武道各種目、ダンス、ヨガ、軽スポーツなど多種目での利用を想定。



施設		現況	基本計画(案)
陸上競技場	施設規模	敷地面積 約 21,600 m ²	敷地面積は現況と同程度 スタンド建築面積 約 1,000 m ²
	陸上競技場	第4種公認 400 mトラック (土質) 8レーン	第4種公認 400 mトラック (全天候型) 9レーン
	インフィールド	真砂土(多目的対応)	人工芝(投てき競技対応) 照明設備
	その他	記録室、倉庫、トイレ等	更衣・シャワー室、トイレ、会議室、 控室、器具庫等
	見学席・観覧席	ベンチタイプ 約 500 席	屋根付スタンド 1,000 人程度収容 その他観覧スペース
	主な用途	トラック競技等、サッカー、 グラウンドゴルフ、ラクロス等	トラック競技等、サッカー、ラグビー、 アメリカンフットボールなど 多様目
駐車場 駐輪場	駐車場	常設駐車場：約 100 台 中屋町駐車場：52 台 臨時：約 50 台	駐車場 400 台以上 (常設 340 台以上※中屋町 52 台 含む、臨時 60 台程度) 大型バス数台程度
	駐輪場	屋外屋根付き	屋外駐輪場：450 台以上
	備考	<ul style="list-style-type: none"> 観客動員が特に多いと見込まれる大会やイベントが、体育館や陸上競技場等で重複しないように、施設予約時から利用調整を行う。 大型イベント開催時は、バス、鉄道などの公共交通機関の利用促進を図る。 	
スポーツセンター		ゴルフ練習場 マシンジム フィットネスルーム等	解体(移転先協議中)
多目的 グラウンド	施設規模	敷地面積 約9,500m ²	解体 ※代替施設として平成10年度に甲子園浜野球場整備完了
	野球場	中堅105m、両翼90m	
	見学席・観覧席	約500席	
	主な用途	サッカー、ソフトボール、軟式野球等	
テニスコート	施設規模	敷地面積 約3,800m ²	現況のまま ※通常の施設維持管理を継続
	コート	砂入り人工芝コート 5 面	
	照明設備	夜間照明設備あり	
壁打ちテニスコートなど練習施設		コート半面分 夜間照明設備なし	壁打ちテニスコート(必須) その他練習施設(提案による)
プール		なし	いずれも既に民間で広く提供されており、プールについては整備・維持管理費用が多額になるため公共施設としての整備は困難。民間提案施設として整備される場合を除き、整備対象から除外する。
トレーニングルーム		なし	



施設		現況	基本計画（案）
園路 広場	園路		公園全体の動線に配慮した園路
	植栽		<ul style="list-style-type: none"> ・市花であるサクラや四季を感じることができる植栽 ・周辺の道路からの見通しを確保し、死角をつくらない植栽
	子供の遊び場	約 4,000 m ² 遊具広場、多目的広場	約 4,000 m ² <ul style="list-style-type: none"> ・児童や幼児の遊具を配置した緑豊かな広場 ・ちびっこ広場（0～3歳児用）
	多目的広場		約 2,000 m ²
	ウォーキング・ランニングコース		<ul style="list-style-type: none"> ・ランニングや散策が楽しめる専用園路 ・コース途中に健康遊具を配置
	トイレ	28 m ² （1か所） バリアフリー未対応	約 30 m ² ／箇所 1～2か所程度 男・女・多目的／箇所 ※体育館及び陸上競技場内に、昼間常時利用できるトイレがあれば1か所とする。
	四阿（あずまや）		約 20 m ² ／箇所 1～2か所程度 休憩用
地域防災拠点 避難所	臨時ヘリポート、駐屯スペース、集積配送スペース、避難所（890人収容）	防災備蓄倉庫、臨時ヘリポート、マンホールトイレ、防災スピーカー、井戸、防災サイン等、避難所（約2,500人収容）	
雨水貯留施設	遊具広場に埋設（450 m ³ ）	<ul style="list-style-type: none"> ・既存雨水貯留槽（450 m³） ・新設雨水貯留槽（約 3,500 m³） 	
水路		既存水路の更新を行う。	
民間提案施設	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の提案による収益施設 ・内容は基本方針に沿った事業者からの提案とする ・規模は事業者の提案により変動 	
周辺道路	駐車場進入口	西側に設置	西側に設置
	道路整備		<ul style="list-style-type: none"> ・敷地西側道路に右折レーン設置 ・歩道と敷地内園路の一体整備による歩行空間の確保